

子ども・子育て会議（第37回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第37回）

議 事 次 第

日 時 平成30年10月9日（火）9:59～12:16

場 所 中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

1．開 会

2．議 事

（1）子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について

（2）その他

3．閉 会

無藤会長 それでは、定刻となりましたので、第37回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

初めに、委員の交代がございましたのでお知らせいたします。本年9月14日付で、尾崎正直委員、関美津子委員、坪井久也委員が退任されました。それに代わり、山口県知事の村岡嗣政委員、全国国公立幼稚園・こども園長会会長の新山裕之委員、全日本私立幼稚園連合会政策委員長の水谷豊三委員が着任されましたので、よろしく願いいたします。

また、同日付で今村定臣専門委員、廣島清次専門委員が退任されました。それに代わり、公益社団法人日本医師会常任理事の平川俊夫専門委員、一般社団法人日本こども育成協議会副会長の中正雄一専門委員が着任されましたので、御紹介させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

西川参事官 本日は太田委員、大日向委員、徳倉委員、渡邊廣吉委員におかれては、所用により御欠席です。

また、奥山委員におかれては松田代理人、佐藤栄一委員におかれては埴代理人、蜂谷委員におかれては杉崎代理人、村岡委員におかれては野原代理人に御出席いただいております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございました。

本日、全委員25名のうち、代理の方を含め21名の御出席をいただいているということで、定足数を満たしてございます。

資料でございますけれども、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料までお配りしてございます。漏れなどがあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の予定でございますけれども、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について」と「その他」というものがございまして、2つに分けてありますけれども、一括して事務局から御説明を受け、その後に御議論をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

西川参事官 資料2です。

1ページ目、前回7月30日にもお配りした資料です。子ども・子育て支援法施行5年後の検討の事項というのは、この「検討の進め方」のとおり、(1)のア、イ、(2)のア、イ、多岐にわたっています。今回、(1)のアであります法律上、経過措置の期限が到来するというので、アの新制度施行後5年間で経過措置の期限が到来する項目というところにつきまして資料を御用意しています。たくさん項目がある中で、直ちに検討に着手すべき事項ということですので。

2ページ目、きょう御用意している項目のラインアップです。 から までのうち、

から までの項目が主に認定こども園あるいは幼稚園も重なっているものもございます。

から が地域型保育事業に関する項目、 が放課後児童です。 と が法律改正を要する項目、 から が省令、府令等の項目です。

3 ページ目、法律改正が必要な 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例、それから、 保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例ということです。

少しおさらいさせていただきますと、概要のとおり、幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭については、幼稚園教諭の免許、それから、保育士資格、この2つの資格を持っていないといけないということですが、5年間に限りまして、片方でいいですよということになってございます。

そして、次の段落のとおり、この片方の資格を持っているという方は、もう片方の資格を取っていただかないといけないので、一定の実務経験を有する者につきましては、履修科目試験等につきましての取得の特例が設けられているということです。これは5年間の経過措置ということで、このままにしていれば切れてしまうということで、どうするかということが検討課題です。

4 ページ目、このグラフを見ていただきたいと思います。今回、全国の実態を調査いたしまして、データを更新した新しいデータです。この右のほうを見ていただきまして、参考ということで幼保連携型認定こども園の施設数ということで、後で詳細を御説明させていただきますけれども、毎年数がふえてきているというところが見てとれると思います。

これを前提にして、グラフを見ていただきたいと思いますが、働いていらっしゃる方の人数が赤枠の下のところに出てまいります。28年度が6万1000人、29年度が8万2000人、30年度が10万人ということで、施設の数もふえてまいりますので、当然働いていらっしゃる方の人数もふえてくるということです。

赤囲みの太いところを見ていただきますと、片方の資格を持っているということで、この特例措置の対象になっていらっしゃる方ですが、まず割合ベースで見ますと、上のところを見ていただきまして、28年度は右上で12.2%、そして、10.8%、そして、9.6%ということで、全体に占める割合ベースで見れば減少してきているということになりますけれども、人数ベースで見ますと、平成28年度が7,500人、そして、8,800人、そして、9,600人ということで、逆に人数ベースではふえてくるということでございました。

「主なご意見」という箱のところを見ていただきますと、これまでの子ども・子育て会議で御意見をいただいたり、ペーパーで提出いただいた意見をまとめてございます。

5 ページ目、両方の意見がいろいろ出てきてございます。こういった御意見を受けまして、黄色い「方向性」ということで、事務局としての一定の方向性を書いたものです。読み上げさせていただきますと、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、一方の免許状・資格しか保有していない者が一定数いること、また、一定の免許状・資格しか保有しない者の登用も必要となることから、「子育て安心プラン」における受け皿拡大の方向性も踏まえ、保育教諭等の資格特例及び教育職員免許法の適用除外並びに免許状・資格取

得の特例を平成36年度末まで5年間延長することとしてはどうかということです。

以下からは法律改正ではない項目です。みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置ということです。子ども・子育て支援法施行のとき、27年4月1日の時点でみなし確認を受けた認定こども園、これにつきましては、施行後5年間、3歳から5歳の短時間利用児童部分につきましては、本来30対1というところが35対1ということで、特例措置が設けられてございます。

下のところの今回の更新したデータを見ていただきますと、太い赤枠のところです。全体でこの30対1のところ、35対1という特例を受けているようなところについては、右下のとおり、全体の6.2%というようなことです。

7ページ目、事務局としての方向性ということです。既に短時間・長時間利用児の区別なしの基準で対応している園が大半であり、改正後の職員配置基準で対応することが可能であると考えられるため、経過措置は延長しないこととしてはどうかということです。

幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例であります。概要のとおり、乳児がいるような幼保連携型認定こども園におきましては、保健師、看護師、准看護師を1人に限って保育教諭とみなすことができることになってございます。この現状・課題というところのデータのところを見ていただきますと、平成30年度で見ますと、保健師だったり看護師、准看護師、それぞれの園に1人配置されているということで、全体で22.5%、看護師を配置されている園が多いようですが、22.5%の園でこういった方を配置されているということです。

事務局としての方向性です。保育所における保育士の職員配置基準では、本特例と同様な特例が継続している。保育教諭の資格特例の延長により、保育士資格のみ保有する者も保育教諭となることが可能となるため、保育士の職員配置基準の特例を保育士資格のみを有する保育教諭にも適用することが必要となる。

また、人材確保策の一環として、本特例を引き続き活用できるようにすることも必要であることから、先ほどの法律改正を伴うの保育教諭の資格特例と同様にこれも5年間延長することとしてはどうかということでもあります。

新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置ということです。これにつきましては、概要、背景、課題、いろいろ書いてございますけれども、この方向性のとおり、今般、幼児教育の無償化ということで、無償化になりますので、経過措置の前提となることの必要性が失われますので、延長するかどうか検討する必要はないということです。

11ページ目、みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置ということでもあります。これも平成27年3月末、新制度の施行時の前日において、幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所のいずれにも園長、施設長が配置されていると。そして、新制度施行後の27年4月1日以降も継続して当該施設に配置されている施設、こういったお二方が配置されている施設は、施設長2人分の人件費を給付するというようなこ

とです。

データを見ていただきますと、28年、29年ということで、全体に占める割合としては直近では5%、施設の数としては154の施設があるということで、データがあります。

方向性としては、新しい幼保連携型認定こども園、27年4月1日以降の幼保連携型認定こども園は、単一の施設であるということです。また、本特例を利用している園の幼保連携型認定こども園の数に占める割合としては小さいということですので、この2人分の人件費相当額を給付するという経過措置は延長しないということとしてはどうかということです。

13ページ目、地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）における食事の提供に係る経過措置ということでありまして、5年間につきましては、自園調理あるいは連携施設からの外部搬入といったことでなくても構わないということになってございます。この現状と課題のところで見ますと、実はこの家庭的保育事業の中で、自宅で実施する家庭的保育事業と、自宅以外で実施する家庭的保育事業がございますけれども、この現状と課題の第1段落のとおり、自宅で実施するものにつきましては経過措置を延長するというので、これは既にこの1月の子ども・子育て会議でも御説明されているところです。今般、この第2段落の自宅以外の場所で行う家庭的保育事業につきましての実施状況ということで、このグラフのとおりとなっております。

方向性を見ていただきますと、自宅以外の場所における家庭的保育事業につきましては、一部の事業所で自園調理あるいは連携施設からの外部搬入ということがうまくいっていないというような実情ですので、自宅における家庭的保育事業と同様に5年間延長してはどうかということです。

小規模保育事業、事業所内保育事業も同様の経過措置があるわけですがけれども、こちらのほうについてはかなり移行しているということですので、経過措置は延長しないということとしてはどうかということです。

地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）における連携施設に関する経過措置ということで、5年間は地域型保育事業について連携施設を確保しなくてもよいということになってございます。

現状につきましては、16ページのグラフのとおりということで、それぞれの施設種別に応じて全て連携施設がきちんと確保されている、されていないということをグラフにしてございます。ちなみに連携施設3要件というものがございましてけれども、これが全て確保されているというのは全体で見ると左下の赤枠のとおり、大体半数程度ということになっております。残りの半数は連携施設が確保できていないということになっております。

17ページ目、方向性ということで、連携施設の3要件全てを設定した地域型保育事業の事業所が半分程度にとどまっている現状を踏まえ、経過措置を5年間延長することとしてはどうかということで、延長するに当たっては、連携施設の確保がより促進されるような方策もあわせて検討してはどうかということでありまして。

小規模保育事業B型等に係る経過措置（保育従事者の資格）ということで、この小規模保育事業と事業所内保育事業は、家庭的保育者、それから、家庭的保育補助者についても保育従事者として働くことができるとみなすこととされております。

グラフを見ていただきますと、本来、こういった方々も子育て支援員の研修を受けていただかないといけないわけですが、この小規模保育Bで研修を受けていない方、あるいは受ける見込みのない方というところが、例えば小規模Bは、研修受講見込みのないという方は2%になっています。事業所内保育につきましても、研修受講の見込みのない方は4%になっています。

方向性というところを見ていただきまして、研修の修了者、ほぼ既に修了しているという人が大半を占めてございますし、受講見込みがないという方も低いので、経過措置は延長しないということとしてはどうかということなのです。

ということで、小規模保育Cと、A型、B型、C型とあるうちのC型です。この概要のとおり、6人以上10人以下というところは原則ですが、5年間は6人以上15人以下でもできるということにさせていただきます。

ここにつきましては、現状と課題のところを見ていただきますと、11人から15人という比較的この経過措置の特例を受けていらっしゃるところは2行目のとおり6カ所ということで、そのうち4カ所につきましては見直す見込みであるということなのです。残りの2カ所につきましても、ほかのA型、B型に移行することを検討されているということですので、方向性として経過措置は延長しないこととしてはどうかということにさせていただきます。

放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置です。この放課後児童健全育成事業につきましては、現在一定の基礎資格を有するというものであって、都道府県知事が行う研修を「修了した者」でなければならぬのですけれども、5年間は修了予定でもよいということになっています。

放課後児童支援員の人数は8万3000人から8万6000人ということで人数がふえる中です。この研修受講を修了した人は、割合ベースで、28年度19.3%、29年5月段階で39%ですので、約6割の方が研修の受講ができていません。

21ページ目、方向性ということなのです。研修を受講していない放課後児童支援員が在籍する放課後児童クラブが、経過措置終了後も安定的な運営が確保されることを念頭に置きながら、30年度中に別途結論を得ることとされております、こういった職員の配置に関する「従うべき基準」という扱いから、「参酌すべき基準」にできないかの検討とあわせ、経過措置のあり方も検討してはどうかということなのです。

資料3、幼児教育の無償化ということで、現在の状況を御説明させていただくとともに、検討課題も御説明させていただきます。

資料3-1と資料3-2は、先月末に国から自治体を通じまして、各現場に、今の状況をチラシということでお配りしたものです。来年度に向けての募集が既に始まっている、これから始まろうとしているということですので、骨太の方針等で政府の方針として決ま

っている事項を中心にお配りしたところです。

資料3 - 3、食材料費の扱いをどうするかという課題がございます。資料は前回御説明したのでざっとということでお話しさせていただきますと、1. が5月の有識者会議での報告書の抜粋です。

2. が現状ということで、(1)、(2)、(3)ということで御説明したところです。給食費のうち、食材料費の部分は、生活保護世帯等を除きまして、保護者の自己負担が原則となっている。新制度の認可施設事業所は、1号、2号、3号の区分により、負担の方法が違っているということです。生活保護世帯等は、自己負担の原則ではないということです。アとイに分けまして、アのところが一般世帯の方ということで、イのところがこの低所得者世帯、生活保護世帯等の方々の場合ということで、こういった方々につきましては、イのグラフのとおり、黄緑の部分が公費になっているということです。そして、公費の部分につきましても、1号と2号で若干負担減免の方法が償還払いであったり、現物給付だったりとということで、方法も若干違っているということです。

9ページ目、関係する現在の条文ということで、内閣府令の条文です。

10ページ目、この論点は、新制度の施行に際して、この子ども・子育て会議で、同じテーマで議論されてございます。そのときに皆様方からの意見ということが出されましたので、ポイントをまとめたものです。

一番上のポツのところは、少なくとも3歳以上は、幼・保間の公平性が重要であり、発想は同じ視点に立つべきということで、幼稚園、保育所の公平性という観点から御意見を1つ目、2つ目、3つ目ぐらいのポツでいただいております。

下から3つ目、見える化という視点も重要なのではないかと。保護者に対してこの食材料費というものをより見える化を進めていくべきではないかとということです。

最後の2つが、低所得者世帯への減免というところをより拡充していくべきではないかという御意見を頂戴しています。

資料4です。毎年、各省庁は8月末に来年度の予算に関する概算要求を財務当局に提出しておりますけれども、その状況ということで、内閣府から御説明させていただきます。

1ページ目、2ページ目ということで、ここ数年、大体同じようなパターンで、夏の段階でこの数字の積み上げは行わないで、年末の予算編成過程の中で検討していきます。括弧書きのところは31年度の予算額、そして、左のところは32年度の概算要求額です。

年末の予算編成過程の中でこういったことを検討していくかといいますと、2ページ目の上のところで主な事項要求ということで、米印です。幼児教育・保育の無償化の関係、処遇改善に関する関係、量的拡充、質の向上に関する関係、予算編成課程の中で検討していくということです。

2ページの下の子童手当のところだけが数字が変わってきて、子供さんの人数の関係で少し額が減ってきています。

長田総務課長 厚生労働省子ども家庭局総務課長でございます。

引き続きまして、3ページ以下、厚生労働省予算の関係についてでございます。

まず、「1. 保育の受け皿拡大・保育人材の確保等」という部分でございますけれども、先ほど内閣府から御説明がございましたが、保育関係の運営費、いわゆる給付費につきましては、内閣府で計上ということでございまして、役割分担としては、厚生労働省においては基盤整備の部分を担うということで、保育所整備を初めとする保育の受け皿整備の関係、それから、保育人材の確保につきましては、厚生労働省で概算要求をしているところでございまして、ここに掲げさせていただいておりますように、1,170億円の計上ということでございます。そのほか、放課後児童対策につきましても、質の向上に必要な概算要求を盛り込んでいるところでございます。

「2. 子ども・子育て支援新制度の実施及び幼児教育・保育の無償化への対応」につきましては、基本的には内閣府計上の内容でございますが、1点、幼児教育・保育の無償化に当たりまして、認可外保育施設も対象とされることから、その質の確保・改善が非常に重要であるということで、認可外保育施設の質の向上のための指導、助言を行う巡回支援指導員の配置でございますとか、研修の実施等、所要の概算要求を厚生労働省において要求しているところでございます。

ここまでが直接的に子ども・子育て支援新制度に関連する部分でございますけれども、従来、子ども・子育て会議でも、新制度の外側にある子ども・子育て関係のさまざまな施策についての御指摘も多数頂戴をしておりましたので、3. 以下に新制度の外側にあるものについても掲げさせていただいております。

まず、「3. 母子保健医療対策の推進」の関係でございますが、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて、着実にこの普及を進めていくといったような内容でございますとか、女性健康支援センターにおいて特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、医療機関等へ確実につなぐ体制の整備等の予算を盛り込んでおります。また、引き続き不妊治療の助成についても要求してございます。

5ページ目、「ひとり親家庭の自立支援」につきましては、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づきまして、経済的支援あるいは相談援助、就労、自立支援といった総合的な施策について、所要の要求を行ってございます。

6ページ目、「児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進」という部分でございますけれども、御案内のとおり、目黒区で起きましたお子さんの虐待死事案を契機といたしまして、この問題に不退転の決意で取り組んでいこうということで、去る7月20日に「児童虐待防止対策の強化へ向けた緊急総合対策」が、総理出席の閣僚会議のもとで決定をされております。この緊急対策に沿った対策をしっかりと講じていくということ。

また、平成28年、児童福祉法改正の理念のもとに「家庭的養育優先原則」を実現していく。里親養育の推進であるとか、施設養育においても小規模・地域分散化を図っていく。そういった取り組みについてしっかりと対応していくという観点から、所要の要求を行っ

ているところでございます。

具体的には、児童虐待防止対策の推進につきまして、中核市・特別区における児童相談所の設置促進、また、市町村における体制強化に対応していくといったような内容。また、家庭養育優先原則に基づく取り組みの推進のところでございますが、里親養育推進のためには、何といたっても、その里親養育を支える包括的な支援機関の役割が非常に重要だということで、従来から里親支援事業という予算化をしているものはございますが、これを大幅に拡充していくという要求を盛り込んでいるところでございます。

なお、施設関係の経費につきましては、概算要求上、いわゆる政策増経費というものは計上できないルールになっておりますので、事項要求という形で年末の予算編成過程で調整することになってございます。

簡単でございますが、以上です。

先崎幼児教育課長 引き続き、文部科学省でございます。

7ページ目、8ページ目をごらんください。文科省の場合は柱を3つ挙げさせていただいております。まず1つ目は幼児教育の無償化、2つ目が幼児教育の質の向上、3つ目が環境整備の充実ということでございますけれども、1つ目の幼児教育の無償化は既に先ほど来からお話が出ておりますように、幼児教育の無償化ということでございまして、3府省、現在、事項要求ということでございます。

2つ目に、幼児教育の質の向上ということでございますけれども、ここには から まで挙げさせていただいておりますが、基本的には、これは新規であります。予算技術的なものでございまして、継続が中心になっております。

の充実・強化事業というのは、全ての施設、いずれにしても小学校に接続するというところでございますので、教育面、保育面というのは、これはプロセスの質という意味での保育でございますけれども、そこに対してアドバイザーであるとかセンターであるとかといったような活用を促していく。自治体にそういった体制整備を促していく事業でございます。

は免許法の上進です。免許のアップグレードのことでございますけれども、その上進の研修を促進するための事業、 は継続ですが、人材確保に関する事業、 は幼児教育の質の評価に関する事業と続きます。

先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究ということでございます。幼児教育は、保育ももちろんでございますけれども、直接的な経験を中心として活動を行っていくべきものでございます。それはもちろん変わらないわけでございますけれども、近年の最先端技術というものを活用して、保育者同士の学び合いであるとか、あるいは教育活動、子供が実際に機材を使うようなことも含めて、そろそろ研究をしていくことが必要なのではないかとということで、これは園向けではないのですが、企業とか大学とか、そういう方々に対する実証研究というものを促していきたいというものでございます。

以降について、これは教育要領、保育所保育指針、教育・保育要領に関することでご

ざいますが、ことしの4月に全面実施になったわけでございますけれども、次の課題について、またその課題の聴取などをしていかなければいけないということでございまして、現在の理解の促進とあわせて、現行の教育・保育の世界の中でどのようなことが課題としてあるのかについて把握していくというものでございます。

3. 環境整備の充実、施設整備が中心でございますけれども、ここにおきましては、認定こども園施設整備交付金を挙げさせていただきたいと思っております。御案内のように、認定こども園の施設整備交付金は、1号部分の拡充等につきましては文部科学省が、2号、3号部分の拡充部分については厚生労働省が要求をするということでございます。これは足並みがそろっていないといけないわけでございますけれども、ともすると、私ども1号の文部科学省が予算が足りなくなるということで、全国施設、自治体等々に多大な御迷惑をかけたことが、例えば昨年であるとか、ございました。そういうことのないように、しっかりと予算を文部科学省としても確保していきたいと考えております。

文部科学省は以上でございます。

八田参事官 それでは、資料5に基づきまして、認定こども園に関する現況につきまして御説明させていただきます。

1 ページ目、右側が平成30年4月1日現在の認定こども園の数でございます。園数が6,160でございます。昨年度の5,081から1,079増加している状況でございます。その内訳でございますけれども、幼保連携型が4,409で、おおむね7割を占めております。そのほか、幼稚園型が966、保育所型が720、地方裁量型が65となっているところでございます。その下が各都道府県別の数の状況でございます。子供の数が都道府県別で違うことを前提としてごらんいただく必要があると存じますけれども、都道府県によりまして数の格差があることが一つの課題だと認識しているところでございます。

2 ページ目、認定こども園数の過去からの経緯でございます。ちょうど新制度ができました平成27年度の前年から、毎年1,000園以上の数で増加しているところでございます。御尽力をいただいております関係者の皆様に、この場を通じまして感謝申し上げたいと存じます。

なお、本日、説明は省略させていただきますけれども、参考資料2に詳細な資料をお配りさせていただいておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

資料5については以上でございます。

竹林保育課長 続きまして、保育課長でございます。

私からは資料6に沿いまして、待機児童解消に向けた取り組みの状況について御説明いたします。

この資料は9月7日に公表済みの資料でございます。本日は簡単に御説明させていただきます。

1 ページ目、2013年度から2017年度末までの5年間の待機児童解消加速化プランの実施状況でございますけれども、市区町村の整備分、企業主導型保育事業によるものと両方合

わせまして、5年間の合計で約53.5万人分の受け皿の拡大の実績が上がりました。これは政府目標の50万人を達成しております。

また、今後のことですが、子育て安心プランに基づく保育の受け皿拡大量につきまして、政府では、女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿として、今後3年間で32万人分の整備を目標にしておりますけれども、現時点で市町村から提出されました整備数を積み上げますと、この3年間で約29.3万人分の拡大の予定となっております。

次のページに詳細がございますけれども、市町村の整備計画を見ますと、足元ほど多くて将来が少なくなっている。やはり将来の潜在的ニーズを把握することはなかなか不確かな面もあるということですのでこうなっているのかなと思っております。これは現時点の数字でございますので、毎年この調査はやってまいりますので、引き続きしっかり取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

また、1ページの下の部分、保育の申込者数等の状況でございますが、下のグラフのピンクの折れ線グラフの女性の就業率、それに伴いまして、この青い部分の保育所の申込者数、年々増加をしております。さらに、2018年4月時点の待機児童数でございますけれども、これは赤い折れ線グラフでございますが、直近では1万9895人と10年ぶりに2万人を下回る結果となっております。

4ページ目、待機児童等の状況を地域別に書いてございます。大きく待機児童数を減少させた自治体、100人以上のものをリストアップしておりますが、基本的には申込者を上回る利用定員数の増加という形で、しっかり受け皿整備に取り組んでいただいているところが待機児童数も減っているのかなと思っております。

5ページ目、全国の状況を都道府県別に整理いたしました。一番右側に、昨年とことしの4月1日時点の増減を書いておりますが、全国で6,186人の減少となっておりますが、約半分が東京都内の市区町村の減少ということになっております。しかし、東京都以外の都道府県でも大半のところ三角が立っておりますので、全国的にしっかり取り組んでいただいているのかと思っております。

6ページ目、年齢別に見ますと、やはり1・2歳児の待機児童数が多いということで、右下に表が書いてございますけれども、全体の待機児童数の中の約4分の3が1・2歳児でございます。ただ、その上の折れ線グラフにありますように、各自治体では1・2歳の部分につきましても、申込者数を上回る利用定員数の増加を計画されていらっしゃるということで、引き続きしっかり取り組んでいただきたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

田村子育て支援課長 子育て支援課長でございます。

資料7をごらんいただきたいと思います。放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の受け入れ整備に関するプランでございます。

2ページ目、この表でございますが、放課後子ども総合プランということで、現行、放課後子ども総合プランというものを実施してございます。本来、これは31年度までの5年

間で約30万人増の受け入れ枠の整備というものを目標にしております。これを閣議決定等を受けまして1年前倒しということで、本年度、30年度までに30万人を整備する形になってございます。現行、まだ統計が出ておりませんので、詳細についてはあれですけども、現行のプラン30万人増の目標等については、これまでの整備等々を鑑みると30万人の達成ができるのではないかと見込んでいるところでございます。

受け入れ増のほうにつきましては、ある程度順調にきているわけでございますけれども、この下のほうにございますが、平成29年5月時点で1.7万人の待機児童がいらっしゃるというところでございます。また、女性就業率についても伸びているということもでございます。保育所の利用も伸びておりますし、放課後児童クラブについても、今後ますます伸びていくのではないかと予測されるところでございます。

こういったことを踏まえまして、ことし6月に骨太の方針で30万人分の受け入れ増を中心とした新たなプランというものをことしの夏に作成する形になってございました。それを受けまして、今後、来年度、2019年度から2023年度末までの5年間で30万人分の新たな受け入れ整備枠というものを整備していくのだという形で、プランを作成していただいたところでございます。まずはその最初の3年間のうちで30万人のうちの25万人分を整備するのだと。まずは3年間で加速的に整備をして、待機児童ゼロというものを目指していくということでございます。そして、その後も女性就業率の伸びに対応いたしまして5万人分を整備し、トータルで5年間で30万人を整備するという考え方になってございます。

1ページ目、真ん中に書いてございますが、目標ということで、黒い四角の4つの箱がでございます。1つ目が、今、説明した30万人分の受け皿の整備の関係でございます。

2つ目は文科省の放課後子供教室との連携、そして、一体的な整備ということで、文科省とともに作るプランでございます。放課後子供教室、私どもの放課後児童クラブというものの連携、一体的に全小学校で整備するのだと。そのうち、小学校内で一体型という形で1万カ所を整備するということでございます。これはこれまでも現行プランでも行ってきたわけでございますが、まだ1万の目標に対して、半分程度しか入っていないこともございまして、引き続き1万カ所を目指すということでございます。

3つ目の箱でございます。両事業を新たに整備する場合には、学校施設というものを優先的に整備するのだということで、放課後児童クラブを整備する場合につきましては、そのうちの新たな設置のうちの約8割を小学校内で整備することを目指すということにしております。この2つ目、3つ目につきましては、現行プランと同じような目標を掲げさせていただいているというところでございます。

4つ目、ここは子供の主体性を尊重して、子供の健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底するのだということでございます。より一層質の向上を図るのだという目的を、これは今回新たに目標として入れたものでございます。こういったことを踏まえまして、量、質ともに確保していくのだということでございます。

以上でございます。

無藤会長 どうもありがとうございました。

大部な報告でございましたけれども、残りの時間につきまして、皆様方から御意見、御質問を頂戴したいと思います。主には最初のもので、今後の5年間の見直しにかかわるということで、これについては決めていく必要がありますので、よろしく願いいたします。

きょうは70分ぐらいということで、皆様方に御発言いただくとなると、お1人2分ですね。申しわけありませんが、簡潔に御発言をよろしく願いいたします。

柏女委員が退室されるということなので、最初をお願いしたいと思います。

柏女委員 淑徳大学の柏女です。

授業の関係で11時には出なければいけないので、申しわけございません。簡潔に意見を述べさせていただきます。

参考資料3の意見書の中の3ページ、4ページに意見を入れておきました。幼児教育の無償化に伴う食材料費の扱いについてということで、これまで単発の御意見が結構出ているのですが、具体的な論点が整理されて出ていなかったの、僭越ながら論点を提示して、割とニュートラルな立場から整理してみました。そして、その上で、その一つの論点について、考えられる視点というものを用意させていただいたのが、3ページ、4ページのペーパーになります。

1つ目が、他制度との並びや公平性の観点から、食材料費は無償化の対象から除外すべきではないかという論点ですが、高齢者や障害者の場合は自己負担ですけれども、社会的養護関係の施設では、つまり、子供関係の施設では、措置費の中に入っているということで、必ずしも子供と高齢者、障害者と一緒でなくとも構わないということが、一つは言えるかなと思います。

関連して、子供のアレルギー食に当たる、いわば、高齢者だととろみ食などがあるわけですけれども、私の知り合いの施設では、とろみをつける食材のとろみ剤などは自己負担になっているというようなこともあって、そうするとアレルギー食はどうなるのだみたいな話はあるわけですが、子供と高齢者、障害者の扱いは違うということも念頭に置きながら議論していくことが大事かなと思いました。介護保険制度による高齢者福祉の規定がどのようになっているのか把握していないので、個別の施設事例を提供させていただきました。

2つ目の論点は、乳幼児の食は教育・保育の一環であって、幼児教育の無償化であれば、無償化の対象として含まれてもいいのではないかと御意見もございます。いわば、特に食については、乳幼児にとっては養護と教育が一体となった保育そのものであって、考えてみれば食材料というのは、いわば教材に当たるということであれば、それは公定価格の中に含まれてもいいのではないかと議論もあり得るのではないかとことです。

3つ目は、食材料費の無償化を対象から除外した場合、その副作用として生ずるデメリットが大き過ぎはしないかという問題です。実費徴収そのものに関する事務量の増加です

とか、あるいは、アレルギー食等々も実費に差をつけてしまうというようなことがもし行われるとするならば、その事務量は非常に膨大になります。また、日額単価ではない、高齢者や障害者の場合は日額単価ですけれども、月額単価の場合の欠席の扱いをどうするのかといったようなこととか、さまざまなことを考えなければいけないので、ここも慎重に考えなければいけないかと思いました。

4つ目が、2号認定子供と1号認定子供との公平性の観点をどう考えるかということですが、先ほどの論点から言えば、教育課程に食がしっかりと位置づけられているか否かで分けるということもあり得るのではないかとといったようなことで、総括的にこれまで出ているものを出させていただきました。

このほかにも論点があると思いますけれども、とても大切な事項だと思うので、丁寧に議論を重ねていただければと思っております。

私からは以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、順番にお願いしたいと思います。

秋田委員、お願いいたします。

秋田委員 ありがとうございます。東京大学の秋田です。

まず、資料2でございますが、、 という法律改正が必要な事項に関してでございます。これまでもお話をしてきましたけれども、やはりこちらに提案されておりますように5年間の延長ということで、1万人がまだどちらか片免許のみ所有であることから延長が妥当であると思います。同時に、インセンティブという資料の5ページに書かれているように、実際に業務があつて現場を離れられないという声が多いわけですので、単なる5年間の延長のみではなく、受講に伴うインセンティブを明確につけるというような方向が必要であろうと思います。

また、それと連動して、 で、特に保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭に関しても、同様に5年間の延長ということが、現在保育士不足ということもありまして重要な役割であるので、必要だろうと考えます。

もう一点、資料2に関しましては、最後の です。放課後児童育成のことが、今後30万人増という話が出ております。その中で、認定資格研修を実際に6割が受講できていないということがありますので、これについても延長を検討していただき、質を向上するということを考えていただきたいと思います。

また、資料3の給食費の観点でございます。先ほど柏女委員が言われましたように、全てが含まれるのが最善であろうとは考えますが、1点、ぜひ試算をしていただきたいのは、全て1号認定、2号認定、3号認定、公平性ということが必要であろうと思います。そのときにここに書かれている1人当たりの主食、副食、これを1号、2号、延べ全てを公定価格に乗せると、幾ら実際に試算がなされるのかを示していただきたいと思います。それが余りにも過大であるならば、そこに公費を投入すべきなのか、よりほかの保育の質向上

に払うべきなのかを、我々は総額を見て判断することが必要なのではないかと思います。ですので、ぜひその情報をまずご提供いただきたい。そして、1号、2号は特に公平性、3号についてはこれまでも保育料に入っているの、その分は保育料に乗せるのは当然だと思いますが、総額によって議論すべきではないか、エビデンスをもとに検討したいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

新山委員、お願いいたします。

新山委員 おはようございます。

全国国公立幼稚園・こども園長会会長の新山と申します。今回から正式に委員としてお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

今回はまず資格の特例のところをお話ししたいと思います。幼児教育の質向上のために、研修の充実を図っていききたいということを我々の会ではずっとお話をさせていただいておりました。今回の資料を見ましても、まだ片方しか免許、資格がないという方がまだ減っていないことが現状としてありますので、ぜひここは5年、引き続きやっていただければと思っております。

それから、先ほど幼児教育課長からも話がありましたけれども、文科省のほうの免許の上進のところも含めてですが、今、秋田先生もおっしゃったように、勉強に行きたい、資格を取るための講座を受けに行きたいけれども、なかなか行けないような状況があるという話も聞いております。これに関しては、講座の開設に関して、養成校のほうに便宜を図っていただくとか、設置者に条件整備をお願いするというのをぜひ進めていく必要があるのではないかと思っております。

食材料費の話ですけれども、まだこの点に関しては、我々の会では余り詰めた話ができおりません。今、お2人の話をお聞きしただけでも、まだまだ情報をたくさんいただいて検討していかなくてはいけないのではないかと感じております。小学校とのかかわりもありますので、小学校の給食費と同様という考え方も単純には考えたりもしますけれども、本会としての意見もこれからしっかりと取りまとめをして、ここでお話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、王寺委員、お願いいたします。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺です。

意見書は1ページ、2ページに取りまとめしておりますので、後ほどごらんください。

まず最初に、この子ども・子育て支援制度の根幹は、全ての子供の最善の利益のための量の拡充と質の向上だったと思います。それをもとにして、その根幹にそぐわないで、全ての子供の最善の利益に従事した教育・保育及び子育て支援が展開されるための議論とな

ることを願っております。決して子供たちとその保護者及びこの職に従事する者たちが置き去りにされない制度の議論をお願いしたいと考えております。

次に、5年の見直しに係る検討についてでございます。保育教諭の資格特例については、先ほどお2人の委員の皆さんからおっしゃっていただいたように、教員免許更新の講習の実施枠が大変少ないということ、また、忙しい中でそこを受講することが大変難しいということが起こっております。教育及び保育に従事できる保育教諭がなかなかそういうことができないということで、延長をお願いしたいということと、その上で、教員免許更新講習の受講枠の拡大に早急に取り組んでいただくとともに、処遇改善にかかわるキャリアアップ研修会の一部を教員免許更新講習として認めるなど、一定の質が担保されるものであれば、実施主体を制限せず更新講習の開設を認めるよう検討を行っていただきたいと思っております。

次に、保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例について、これも先ほどと同じようにいろいろな理由で延長すべきだと思っております。ただ、次のこの期間が終了するまでに、保育教諭という資格の立場が明確化されるよう議論、検討をあわせて行っていただきたいと思っております。

次に、みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置、これは先ほど御説明にありましたように、認定こども園は単一の施設であり、この経過措置の廃止はやむを得ないと考えています。それをもって、これから先、公定価格の議論に入っていくと考えられますが、全国で幼保連携型認定こども園が増加・普及してきた事態を受けとめ、教育認定と保育認定の違いを乗り越え、単価及び加算の整合性を公定価格に反映させるよう、議論をお願いしたいと思います。

次に、食料費の負担方法、これは1号から3号までのいずれの認定区分であっても、減免の仕組みが既に整備されているように資料には見えますが、段階的無償化が進んだ結果、2号、3号の保育料減免の対象範囲が広がった一方、1号の補足給付事業の対象範囲が2号、3号に追いついていない課題が生じています。負担方法の整理と合わせて、食材料費の負担軽減の対象範囲の整合性を積極的に検討すべきだと思います。

とりわけ、認定こども園では、同年齢での食材料費の取り扱いの違いが保護者同士の不公平感の潜在化につながってまいります。少なくとも1号と2号の整理に着手しなければ、保護者の理解を得られないのではないかと危惧しています。日々、子供とその保護者に接している各施設で、どうか保護者に対し根拠ある説明ができるよう、しっかりとした検討がなされますよう、お願い申し上げます。

次に、各省庁からいろいろな調査や依頼のアンケートがございますが、それが事務の負担にならないようお願いいたします。

最後に、1号認定のキャリアアップの研修が、昨年度から何度も申し上げますが、まだお示ししていただけていない点、1号認定のキャリアアップ研修にぜひ2号、3号、キャリアアップ、1号認定キャリアアップ、教員免許状講習などの各種形態の横断的な講

習を相互に認めることや、一定の要件のもとで行われる園内研修をキャリアアップ研修として認めるなど、効率的な改善を推進していただきたい。その上で、キャリアアップ研修会の実施要綱の正式な通知を早急にお示ししていただきたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、小塩委員、お願いいたします。

小塩委員 一橋大学の小塩です。

まずは食材料費の無償化について申し上げます。私は検討会の報告書にありますように、基本的には自己負担でいいのではないかと思います。義務教育における給食費の扱いとの整合性を考えても、そうだと思います。ただ、そのためには、クリアすべき条件が幾つかあります。1つ目は、支給認定区分による負担方法の違いがあるというのは問題であり、負担の仕方について統一化する必要があると思います。2つ目として、費用負担の構造については、できるだけ見える化を進める必要がある、情報開示を進める必要があると思います。3つ目は、低所得の人たちに対する手厚い支援が必要だということです。そういう条件が揃って初めて自己負担を進めるべきではないかと思います。

それから、5年間の経過措置について申し上げます。先ほどの御説明で、保育教諭の資格の特例について、5年間延長というお話がありました。私も賛成です。ただ、単純に延長するというのは政策として芸がないのではないかと思います。特例は恒久措置として位置づけるというのも一つの方法です。あるいは、これはあくまでも特例であって、将来は本来の姿に戻すというのであれば、今後5年間に本来の姿に進む筋道をしっかりと立てることが必要だろうと思います。ダブルで資格を取るというインセンティブをつけるとか、資格を取るための筋道が非常に容易になる、インセンティブがつくという仕掛けが必要になると思いますし、場合によっては、何らかの形で数値目標を立てることも政策のあり方として望ましいのではないかと思います。

以上、申し上げました。

無藤会長 ありがとうございます。

加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

先ほどから皆さんから食材費のお話が出ていますけれども、基本はイコールフットイングが非常に大事なことと思っています。就労の有無ではなく、全ての保護者が納得できる合理的な判断をすべきと思っています。

以前からキャリアアップ研修のことを申し上げてきましたけれども、29年の4月1日に保育課長通知で保育士におけるキャリアアップ研修が各都道府県で構築されていますが、実態としますと、研修の囲い込みという状況が生まれてきておりまして、囲い込みとはもちろん書いてありませんけれども、その様式にのっついていかなければならない。

そうしますと、都道府県の行政が2号も3号もこれで行こうよみたいな判断をしがちで、

そうしますと、例えば当研究協会のようにずっと研修を行っていたところが、中堅の教員のところで受けにくくなる。保育士教諭のほう、みんなこれから構築しなければならないところを受けるようになっていって、ずっと研修してきたものが出にくくなるという現象が生まれてきています。もともと教育の質を担保してきた研究実績のある、例えば幾つもそういう団体があるわけですがけれども、そういうところに人が動かなくなってしまうような仕組みの構築はいけない。それで、以前から3府省で合同の通知を調整して、相互に互換するような研修の組み方をお願いしているわけで、早急にこの件は対応をお願いしたいと思っています。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いいたします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会の駒崎です。

まず最初に今回の御発表にかかわる話をしたいと思います。食材に関しては、3号の子供たちに関しては、福祉的観点から公定価格で見るとはいいか、自費ではなくきちんと補助によって賄うべきではないかと思いましたが。

また、5年後の見直しに関して、地域型保育の連携に関して経過措置の御提案が事務局からございましたけれども、基本的には賛成です。ただ、私の発表資料の委員提出資料8ページにも述べたように、この連携園という施設、制度に関しては、もはや形骸化しております。現状、小規模保育園の46%の園しか連携できていないわけでございまして、この連携園側にメリットがないことで協力を得づらい。また、自治体も積極的に連携園の設置に動いてくれないということが、現状あるわけでございます。また、卒園後に連携園に必ずしも親御さんが行きたいとも限らないということもありまして、一体何のための連携園なのかという状況になっているわけなのです。

さらにマイナスなのは、待機児童がいるにもかかわらず、連携園が設置できないから、小規模認可をつくらせないということを公言している自治体もいまだにございます。こういうことを考えると、経過措置を5年延長するということはいいいのですけれども、その間に連携施設の制度そのもの自体を1回考え直していただきたいと思っております。廃止していただきたいと思っています。

ただ、真に連携すべき対象というのはありまして、それは卒園後に通うかもしれない単一の園というわけではなくて、例えば地域の保健センターであるとか児童家庭支援センター、発達支援センターとか、そうした子供たちの育ちを「チーム保育園」として支えられるような、そういったアクター、主体とともに手を携えてやっていくというような形に、連携園という制度そのものをアップデートする必要があるのではないかと考えているのです。

さらに、小規模保育園の場合は、小規模保育園同士で、例えば保育士が休んだときに助けに行こうというような保育士を雇おうと思っても、1つの小規模保育園だとそれができ

ない。だけれども、複数の小規模保育園で1人の保育士を雇用して、そして、そのそれぞれの保育園で人が休んだりしたときに助けるという形で、小規模保育園同士での連携みたいなことも必要になってくるのですけれども、今の制度ではできないわけなのです。なので、より子供のためにこういった連携が望ましいのかということ踏まえた上での連携園の制度にしてほしいということが私どもからのお願いです。

さて、そこから今回の発表に戻るのですけれども、5ページ目、この地域型保育の中に居宅訪問型保育というものがございます。こちらは、現状、医療的ケア児などに活用できるようにはなっているのですけれども、実際に我々が今、東京23区で居宅訪問型保育を待機児童解消の文脈の中でサービスを提供しているのですが、やってみて気づいたのは、御家庭に入ることによって、その御家庭の状況は非常に細やかに把握できる可能性があるということなのです。

福祉的な言い方で言いますけれども、アウトリーチできる。そうすると、例えば親御さんの精神疾患に気づけたりだとか、あるいは御家庭で強度のモラルハラスメント、DVを受けているということにも気づける。そうしたことで、より寄り添った福祉的な対応ができるというような状況に対して、非常に効果的に使えるということがわかりました。よって、これを単に今、23区の場合、待機児童解消ということで活用している状況なのですが、そうではなくて、より支援の必要な、要支援の家庭に福祉的な保育ができるような制度としてリニューアルしてはどうかと思っています。

ただ、現状は、居宅訪問型の対象要件は皆さん、御案内のとおり、1番から4番までで、こうした要支援の家庭には使えない状況になっているわけなのです。そこを、この5年後見直しのところで6番目の要件として、親に疾患や障害などがあって、養育困難度が高い家庭、または、さまざまな理由で個別的支援を必要とする家庭という項目を追加いただきたいと思います。先ほど、結愛ちゃんの事件で、不退転の決意でこの福祉的な支援が必要な御家庭を支援したいということをおっしゃってくださいました。だとするならば、この保育がそうした役割を担っていくのも非常に重要ではないかと思っています。

また、企業主導型保育について今回触れていただかなかったのですけれども、これは非常に量がふえていいことですし、企業主導型保育に関しては私もサポートしている立場なのですが、ただ、これは問題もあるということをごひ御認識いただきたいと思います。稼働率は半分を割っている状況です。これは新しい制度だからしょうがないねということをご政府見解でおっしゃっているようなのですけれども、でも、2016年の開設に限っても67%なのです。3分の2しかない。かつ、自治体別の平均充足率を見ても、高崎市、新潟市、4市で20%を下回っていますし、また、人口約374万人の横浜市よりも、人口約197万人の札幌市のほうが企業主導型が2倍以上もある状況で、非常にバランスがとれていない状況なのです。

質もまたばらつきがございまして、これは800カ所立入調査をした結果、76%に不備があるというかなり厳しい状況にあるわけでございます。私も個人的に実は破綻しかけた企業

主導型を買い取らないかという相談を受けています。それが非常に無謀な形で事業展開されている。これは東京都の事例ですが、ありまして、結構危機感を持っている状況なのです。これは貴重な財源なので、無駄にしましてはだめでして、低劣な施設をふやして子供の安全を脅かしてはいけないと思っています。これは制度に反対しているわけではないです。せっかくの制度なので、よいものにしたいと。

なので、改善案1としては、この対象エリア、全国どこでもできるということになっているのですけれども、待機児童がいる地域にある程度絞って、そのかわり、都市加算などをつけて、より待機児童がいる都市部にきちんと出せるようにしていくことが必要だと思います。これは認可並みの補助ということですが、東京や横浜というのは基礎自治体が上乘せしていますので、それで成り立つという形になっていますので、実際問題、例えば東京23区で企業主導型をちゃんと展開していくのは難しいのです。なので、ちゃんと都市加算をつけるようにする。

また、児童育成協会の運営スタッフを増強してほしいのです。児童育成協会は実際、言い方は難しいのですが、パンクしています。全然答えも返ってこないですし、入金もめっちゃくちやくしてくれています。制度としてやや破綻ぎみになっていますので、これはしっかり運営スタッフを増強して、きちんと事業者の反応、相談に乗れるような体制、チェックもできるような体制にしてもらいたいと思っています。

ということで、以上、ぜひ御検討いただけたらと思います。時間を過ぎて済みません。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤秀樹委員、お願いいたします。

佐藤（秀）委員 全国保育協議会の佐藤です。

まず一点、施行後5年の見直しについて、事務局で一定の方向性を出していただいたこと、これについては賛意を示したいと思います。その方向でぜひ進めていただければと思います。

そして、資料3の幼児教育の無償化については、意見書を提出しております。意見書の中で、まず私たち保育の分野で行くと、食については、改正児童福祉法や保育所保育指針において、食育というものは保育の根幹としてずっと大切に私たちは取り組んでまいりました。その中でいくと、食材料費を実費徴収とすることは、先ほど駒崎さんが言われたように、私はなじまないと思っています。

さらには、この資料3の8ページそのものに、2号認定の子供の主食費は実費徴収と書いています。実際、私たちの会の調査の中でいくと、実費徴収というのが本当に適当なのかどうか。施設で徴収しているところは会員のところで行くと40%ぐらいで、主食持参というところが42%ぐらい。それを全部ひっくるめて、これは実費徴収という表現が正しいのかどうか。ですから、その辺のところも含めて、ここは丁寧に検討していただくことと、実費徴収とすることはなじまないということを改めて要望したいと思います。

次に、幼児教育の無償化のところ、実は資料3の中の3-1に、来年の幼児教育の無

償化に当たっては、1号認定の満3歳児は、誕生日を迎えたら満3歳になったときから無償化の対象にすると書いてあります。以前から申し上げていますが、この年齢についての考え方をもう一回整理する必要があるのではないかと考えています。確かに学校教育法上は、満3歳から小学校の始期まで入園できると幼稚園には書いてあります。でも、実際の運用は、たしか18年前の平成12年から142年の歴史を持つ幼稚園の中で、今、わずかな期間でしか運用されていないと。

この満3歳児というところが、実は資料6のところの、先ほど保育課長から説明していただきました利用率、待機児童のところで行くと、待機児童、今年度も1万4758人が1・2歳の利用できないでいる子供たちで、そのうちに2歳児が何人いるのでしょうか。もともと保育の提供も受けていない2歳児がいて、この2歳児は年度の途中で必ず満3歳児になる子供です。さらには、ことしの4月現在で1・2歳児の保育所等の利用率は47%、この10年で20%も上がっています。ですから、年度途中で満3歳になる子のうちの1号認定を受けた子だけが無償化の対象になり、それ以外の子供たちは無償化の対象にしない。この整理はもう一度すべきではないか。いわゆるほかの義務教育の体系と同じように、学年初日の前日の満年齢でこの満年齢というものの起算をしていただくことが必要なのではないか。そろそろ、この子ども・子育て支援新制度の中では、こういう整理されていない事柄を整理することが必要なのではないかと考えています。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

佐藤好美委員、お願いいたします。

佐藤（好）委員 産経新聞の佐藤好美です。

5年後見直しについて、方向性を出していただきまして、ありがとうございます。 から については、基本的にこの方向でよろしいかと思えます。

給食費、食材費についての取り扱いです。3つ申し上げます。負担方法については、1号、2号、3号で同じにすることが必要だと思えます。医療・介護などの方向性と同じように、原則自己負担化するのが方向としていいのではないかと考えています。

2つ目です。ただし、現状、低所得などで免除になっている人に新たな負担がかからないようにすることが必要だと思えます。そして、その取り扱いについても、1号、2号、3号とも同じようにすることが必要だと思えます。

3つ目です。低所得の所得階層の考え方も現状は1号、2号、3号で異なっているように拝見いたしました。その取り扱いを合わせる必要があると思えます。

給食費、食材費については、以上です。

さて、何度も申し上げてきたことですが、子ども・子育て支援新制度の5年後見直しで、私は一番大事なことは、待機児童の多い地域でこども園化が進んでいないことだと考えます。これをこのまま放置して次の5年に突入することは考えられないと思えます。

子ども・子育て支援新制度は、同じ年齢の子供が必要とする保育と教育は、基本的には

同じであるということでスタートしたと理解しています。にもかかわらず、現状の、特に待機児童の多い地域でこども園化が進んでいないことについては、何が問題なのかをきちんと考える必要があると思います。待機児童は今も解消しておらず、新たな保育園整備が課題になっています。仮に例えば定員充足率が満たせないような、既存の園で著しく定員が満たされていない地域で、新たに保育園をたくさん整備するということになれば、なかなか一般の理解も得られないのではないかと思います。都道府県別で結構ですので、特に待機児童の多い地域については、園、保育園、移行していない幼稚園全体で結構ですので、定員充足率を出していただいて、その上で何が課題なのか、どうしたらこども園に移行していただけるのかをきちんと考える必要があると思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、塚本委員、お願いいたします。

塚本委員 全国私立保育園連盟の塚本でございます。

まずは新制度施行後5年の見直しということで、保育教諭の資格特例、あるいは免許状・資格の取得の特例、そして、幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例につきまして、いずれも5年間の延長ということで、方向性をお示しいただきましたことにお礼を申し上げたいと思います。

その上で、本日、資料3-3で検討事項としてお示しをいただきました食材料費、先ほどからいろいろ意見が出てございますが、これの取り扱いにつきまして、意見を申し上げたいと思います。

平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行されまして、国は施設型給付、あるいは地域型保育給付という新たな給付の仕組みを創設していただきまして、幼稚園、保育所、認定こども園等の公費負担ということで、法定代理受領という考え方とともに、個人給付と位置づけられました。このことにつきましては、日本の保育・子育ての歴史上、大変大きな転換でございまして、意義深いことだと捉えております。

しかしながら、この資料3-3、8ページにお示しをいただきました支給認定区分の違いによりまして、食材料費の給付に違いがあることにつきましては、保護者の就労の有無により子供の給付に差があるということでございますので、早急に見直す必要があると考えております。

当連盟では、かねてよりこの食材料費の負担方法の違いに着目をいたしまして、2号認定児の主食費部分も3号認定児と同様に給付に盛り込んでいただきたいと要望を重ねてきたところでございます。

食育につきましては、本年度施行されました新保育所保育指針並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも記載がされておりますとおり、その重要性につきましては、誰もが認めていただいているところだと思います。さらに、きめ細かいアレルギー児への対応や、体調不良児への配慮、こういったところで、教育・保育施設におきましては、食事

提供の重要度というのはますます増してきていると認識しております。

仮に現在、実費徴収していない2号認定児の副食費、あるいは、3号認定児の主食費並びに副食費を新たに徴収することになれば、大変現場は混乱をいたします。給食費は払わずにおにぎりを持たせませすという保護者がいたり、あるいは今月は風邪で3日休んだので、その分の給食費を返してほしいというような保護者の新たな要望に応じていく必要が出てくると思います。

また、未納の対応はどうするのかといったことで、既に保育現場では不安の声がたくさん上がっているところでございます。ぜひともこうした乳幼児の食育の重要性を御理解いただきまして、これからの日本の食文化の担い手である子供たちの成長を願って、この認定区分にかかわらず、全ての就学前の子供たちに食材料費の公費負担ということでお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

月本委員、お願いいたします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。よろしくお願いいたします。

無償化について、満3歳の幼児を幼稚園に通わせ、その利用料が無償になるというのは、親にとって大変助かります。この利用がふえていくことは、親の側にゆとりが生まれることにもつながります。精神的なゆとりは子育て世代にとってはとても大切なことですから、改めて感謝いたします。

また、保育資格や幼稚園教諭免許の取得についてですが、資格や免許を取得するだけでは立派な保育者になれるとは思いませんが、資格や免許を取得する際に定められた単位を学ぶ機会があることは、大変有意義なことであると思います。片方の免許や資格だけを持つ保育者が取得していない免許、資格のために学び直す機会を持つことは、必ず教育の質の向上につながると思います。親から見れば大変うれしいことなので、積極的に進めていただきたいと思います。

食材費のことではないのですが、私立幼稚園に子供を通わせる親として、お弁当について一つ述べさせていただきます。給食も大切な学びがあり、バランスよく食べることやマナーを身につけ食べるということにもつながっているとは思いますが、幼児期において、親がつくるお弁当を食べたことがないというのは寂しい限りです。親は子供のためにお弁当をつくるという経験をし、子供は自分のためにつくってくれたお弁当を食べるという経験をする。食の楽しさとともに、うれしさを感じる大切な機会として、お弁当の日がどの子供たちにもあればいいのかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、中川委員、お願いいたします。

中川委員 社会福祉法人健光園京都市北白川児童館の中川でございます。

3点、簡潔に申し上げたいと思います。1点目でございます。新制度施行後5年の見直しに係る検討項目として取り上げていただいております。きょうも御紹介がありました放課後児童支援員の認定研修受講にかかわる経過措置についてでございます。現状と課題の中にもございましたように、まだまだ現場の職員の中で受講できていない者がたくさんおります。当初の予定ではあと1年半なのですけれども、このペースではとても難しいかなと思いますので、ぜひとも今回方向性としてお示しをいただきました経過措置終了後も安定的な運営が確保されることを念頭に、経過措置のあり方を御検討していただきたいと存じます。

2点目は、資料7で御紹介、御説明のありました新・放課後子ども総合プランについてです。今回、その掲げる目標について、量的拡充に係る3点の数値目標に加えて、4点目に放課後児童クラブの質的向上がうたわれております。これは、量的拡充が進められる中、現場におきましては、質的向上をいかに図っていくのかということが大きな課題となっている中、今回、この質的向上を目的として掲げていただいたことは、現場として大変心強く思っております。

つきましては、とりわけ事業の質的向上のために必要な大きな要素であるマンパワー、つまり、人材の確保と定着化、そして、人材育成に必要な研修の充実のために、国におかれましては、引き続き御高配いただければ大変幸いに存じます。

最後、3点目でございます。つい先ごろ、厚生労働省から10月1日に公表されました改正児童館ガイドラインについてでございます。平成23年3月以来7年ぶりになりました。今回の改正においては、地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館、さらなる機能拡充を目指したものとなっております。児童館事業に日々携わり、その手応えを実感している私どもにとって、今回の児童館ガイドラインの改正により、児童館の有用性と可能性がより明確になったものと考えております。つきましては、今後の子ども・子育て支援施策において、児童館をより積極的に御活用いただきますようお願い申し上げます。私の発言を終わりたいと思います。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

東出委員、お願いいたします。

東出委員 経団連人口問題委員会の東出でございます。

事務局から御説明のございました資料につきまして、コメントをさせていただきます。

まず資料2「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しにかかわる検討について」でございますが、新制度施行後5年で経過措置の期限が到来する項目につきまして、現状・課題などをお示しいただきまして、ありがとうございます。各項目の方向性を拝見いたしますと、経過措置を延長する方針の項目につきましては、延長期間がいずれも5年とされており、前回会合でも申し上げましたとおり、あるべき姿の実現に向けた環境整備などの対策を講じ、経過措置の延長期限につきましては、本当に必要な期限に限るべきではないかと思っております。

続いて、資料4「平成31年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況について」でございますが、事業主拠出金を負担する企業の納得感を得るためにも、おのこの事業におけるコスト意識や運用規律の徹底及び保育の受け皿の整備状況などの情報の提供について、引き続きしっかりと御対応いただきたいと考えております。

資料7「新・放課後子ども総合プラン」の予算面の対応につきましては、今後内容や金額について協議させていただくことになるかと認識しております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、水谷委員、お願いいたします。

水谷委員 全日本私立幼稚園連合会の水谷でございます。

まず、1番目と2番目の資格特例と資格取得特例につきましては、既にそれぞれの委員が御発言のとおり、私も同じ思いでございますので、詳しく申し上げませんが、よろしくお願いいたします。

次に、みなし幼保連携の職員配置についてですが、これにつきましては、該当する園数はごく少なくなっているわけですが、満3歳児就園のニーズが高まるのではないかとということと、公立幼稚園には3年保育が少ないという傾向等もございまして、多分、子供がたくさんいらっしゃる地域、そういうところで少し配慮も要のかなと思います。ごく一部の地域ではあると思いますが、就園できない状況が1号認定等々に出てくる可能性があるということをご想像しますと、何か一部のその部分に対応できるような配慮は必要ではないか。結局、子供が就園できない家庭があることが出てしまうことはマイナスでありますから、少数といえども、その分の御配慮を何らかお願いしたいように思います。

保健師、看護師等のみなし保育教諭については、私も賛同いたします。

利用料の経過措置についてですが、これは念のためですけれども、無償にならなかった場合は現状のままということによろしいのでしょうか。無償を前提にしてこのことがうたわれているものと読み取らせていただいています。

のみなし幼保連携の施設長2名の件ですが、大規模園の場合に、3歳児未満の部門と幼児の部門と申しますか、ここの2つの部門にそれぞれ管理者が必要だなということは思います。ただ、単一の施設に園長が2人というのはもともとおかしいことでありまして、これは1名の園長にすればいいのですが、大規模園の場合、151人以上の場合は、1号認定の単価は30人ごと、2・3号は10人ごとという区分になっています。その中でいわゆる園長として今までお務めになられた方の人件費を捻出するのは難しい問題もあろうかとは思いますが、副園長、教頭の配置加算であるとか、主幹教諭とか主任の配置加算等々もございまして。ただ、ここはひとつ、しばらくの経過だとは思いますがけれども、チーム保育加算とか、教頭、副園長の加算というところに1名をふやすような形で、現在でも大規模な小学校の場合、教頭を2名置くというようにしている現実がありますし、複数名は認められていますので、何らかの大規模園に対する対応というものが必要ではないか。現在の

副園長、教頭の加算では、ちょっと心もとないような気がいたします。

給食の問題、地域型保育事業の食事に関してですが、原則、私もそれで結構かと思えますけれども、一定のガイドラインとして、例えば調理を、きちんと一定数の園児がいるところでは、食材の当日搬入、当日調理、調理後2時間以内で喫食すること、検食を残し、献立そのものを冷凍保管するというような基準をきちんと守っているものを食している子供たちと、もう少し家庭的ではあるのでしょうかけれども、安全という観点で何らかのガイドラインがどのように整理されるかということは必要なのではないかと感じております。

連携施設に関してですが、これは原因としては先ほども幾らか御意見が出ておりましたが、2号認定を受け入れる余地がないほどの、そういう園が2歳から3歳に進級することでいっぱいになるとか、こういう部分の中で少し単価設定について配慮を加えていただければいいのではないかと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、山内委員、お願いいたします。

山内委員 私は日本保育協会から参りました、山内でございます。京都市でこども園の園長をしております。

今回の新制度施行後5年の見直しについて、保育教諭の資格の特例、幼稚園免許の特例措置、職員の配置に関する経過措置等、延長としていただき、非常に感謝を申し上げたいと思います。しかしながら、ただいまの現場からは、職員、人材確保については、非常に苦慮しているところでありますので、これからもまだまだ御支援をお願いしたいと思っております。

次に、食材費についてですが、乳幼児の食については、人生の本当の根幹になる部分で、身体的にも人格形成にも大切なものとして位置づけられております。現場においては、アレルギー対応や家庭の食の変化について非常に危惧しているところであり、その点については、それぞれの子供たちの食をこれからも守っていきたいと思っております。それについて、1号、2号、3号の子供たちの格差というか、違いについて保護者の方の御理解が得られるような進め方を今後も検討していただきたいと思いますと思っております。

無償化についてであります。今回、標準時間にまで無償化が拡大されておりますが、現場においてはかなり、保育が長時間化に向けて進んでいかないかどうかということを変に危惧いたしております。無償であるならば預けようという方向性に流れていかないかなということも危惧いたしております。

子供たちの幼児教育というのは、子供の保育にふさわしい時間というのは、集団保育の時間は、短時間なのか標準時間なのかと考えると、原点に戻ってしまいそうな気がしますが、私どもの京都市の保育協会士会のアンケートにおいて子供たちの様子を読み取った部分があります。やはり、子供たちは集団保育において11時間というのは長い。子供たちは日々疲れている様子が読み取れる部分がアンケートの中にもありました。保護者の皆さん

にとっては、就労時間と合わせて必要な部分というのはぜひ支給認定区分をして受け入れて保育をしていくべきではありませんが、その認定区分についてはしっかりと精査して、子供たちに必要な保育時間というものを、京都市においては30分刻みぐらいで認定を出していただいているところであります。これからも保育の長時間化が進んでいかないように、ぜひともこここのところを検討していただきたいと思います。

子供の豊かな育ちの環境であるために、今回の無償化がよい方向に進んでいく、展開していくことを望んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

山本委員、お願いいたします。

山本委員 ありがとうございます。連合の山本でございます。

私からは、5年後の見直しにかかわる検討について、3点申し述べたいと思います。時間も気になりますので、今まで委員が御発言になったところは簡潔に申し上げたいと思います。

1つ目は、放課後児童支援員に関してです。放課後児童支援員は、専門性が本当に必要になってきます。なぜなら、異年齢の複数の児童が同時に過ごす中で、事故がなく、しっかり子どもたちの成長にかかわっていく職業であるというところからでありますので、研修について経過措置を延期すべきという方向性を出していただいたことは非常によいと思っています。

一方で、この資格取得の支援に力を入れること。例えば、しやすくなるように研修の開催頻度や場所を工夫するなど、支援に力を入れるべきであると考えています。

また、児童の安全と健やかな育ちを確保するためには、児童福祉法に基づいて厚生労働省令に定められている基準を参酌基準とすべきではないと考えておりますことをつけ加えたいと思います。

2つ目は、地域型保育事業における食事の提供についてですが、原則自園の調理を目指すと思います。子どもたちのアレルギーについては、本当に命にかかわるものであります。ちょっと牛乳がおたまについているのが顔にかかっただけでも真っ赤になるとか、違う調理をしていたおたまを使ったことでアレルギーが発生するとか、そういうことも経験してきておりますので、ぜひ施設類型によって食事の提供方法が変わることがないように、さらに努力すべきと考えております。

最後に、地域型保育事業における連携施設の確保についてですが、先ほど駒崎委員からは、これは廃止していいのではないかという御意見もいただきましたが、どうしてこのように連携が進まないのか。46%にとどまっているのか。駒崎委員の御説明の中には、幾つか原因になっているようなことも御推察されていきますけれども、どのように要因について受けとめておられるのかというところもお聞きしたいと思います。確かに地域で子どもの育ちをサポートするという体制は重要であると思っておりますが、情報の引き継ぎですとか、虐待が深刻化している昨今の状態から見ても、連携している施設はまず必要ではないかと考

えているところでありますので、この要因についての分析をいただければと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

大川委員、お願いいたします。

大川委員 全国病児保育協議会の会長の大川でございます。

今回のテーマの5年後の見直しに関する検討では、特に意見はございません。よく検討されていると思いますけれども、病児保育は皆さん御存じのとおり、地域子ども・子育て法定13事業の中に位置づけられておりますので、この5年の見直しの中に入りづらいところがありましたので、ぜひこれからはこの病児保育事業、幼保連携認定こども園に準じた制度として認めていただきたいと思います。

無償化についても努力されて、非常にいい制度だと思えますけれども、実は病児保育を利用している方は、認定こども園や保育所に通われている方がほとんどなので、実際にはこの無償化の対象となるのは非常に難しいような状況にあると解釈しております。病児に対する保育、または病児教育の代替制度として病児保育はあるわけですから、ぜひ無償化の対象を利用しやすいような運営をお願いしたいと思えます。

きょうは資料の中に、平成28年度、私たち協議会が調査した結果がありますので、保育士の待遇について御報告いたしますけれども、病児保育に勤めている保育士は大体年収は280万、260万から300万、これは勤務年数を問わずそういった数値をしております。厚労省が29年3月時点で御報告された保育士の月給は、年間にするると400万弱、主任保育士という方は600万前後になるように推定するわけでございます。したがって、病児保育室勤務保育士の待遇改善と、この指導的保育士に相当するのが病児保育専門士という制度もありますので、それにかかわらなくてもいいですけれども、主任保育士に相当する手当を新設していただきたいと思います。

2つ目は、無認可の保育園での事故の話でございます。先日も東京都の中で、無認可のところでは睡眠中の乳児が亡くなったという報告がありますが、ここには報告の中で、非常に死亡例が多いけれども、軽症例が少ないということで奇異な感じを与えましたが、兵庫県の小児科医会というところが調べた結果では、軽症の事故が多く、重症になるほど事故数は減る傾向にあるといった、ごく当たり前の結果が出ております。また、表2によりますと、記録があって報告している施設のほうがない施設よりも無事故の状況が高いということがあります。したがって、次年度から次回に事故に対する報告をするときは、無認可保育園にもコンプライアンスといいますか、遵守するようにお願いする次第でございます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

尾木委員、お願いいたします。

尾木委員 全国保育サービス協会の尾木と申します。

施行後5年の見直しの検討について意見を申し上げます。

まず、13ページ、 の自園調理の件です。家庭的保育の自宅以外の実施率が小規模保育や事業所内保育と比較して低いことについて、どういう理由で実施できていないのかということをもう少し分析していただく必要があるのではないかと考えています。居宅で保育をしている場合には、物理的に改築が難しいとか、そういった理由が聞かれていますが、小規模と比較してこの割合が低いということは、職員数が少ないとか、そういった何らかの理由があるかと思うのですが、いきなり5年の措置期間の延長が本当に必要なのかどうかということです。恐らく多くの事業者は最後の1年に何とかしようと思って、今、努力しているところだと思うのです。これがこの段階で5年間延長になると、それは今、やらなくてもいいことになってしまう懸念があります。ですから、このままいけば80%、90%になる可能性があるのに、この段階で延長を検討することは少し疑問に思います。

何らかの問題があって導入できていないと思うのですけれども、できれば、早期に導入すること、早期に自園調理を開始することに何らかのインセンティブを考えていただくということも検討していただきたいですし、今から6年後に自園調理を導入することと、あと1年以内に自園調理を導入することに何らかの違いがあれば、もうちょっと取り組みやすい面もあるのではないかと思います。

の連携施設に関してです。私は連携施設は必要だと考えておりますけれども、例えば小規模保育や事業所内保育でしたら、職員数も多いので、保育士等の必要数を確保すれば、代替保育の必要性はなくなる可能性はあると考えています。また、19人の子どもを連携施設で一度に受け入れてくれというのはまず無理な話なので、施設類型によって必要な連携の中身ですね。私は と は必ず必要だと思っておりますが、代替保育については検討の余地があるかと思います。

特に今、保護者が一番懸念するのは、地域型保育を利用した後に、必ず入れる場所があるのかどうかということです。まだ連携施設が確保できていないところも非常に多いわけなのですが、この方向性の2つ目のところに、連携施設の確保がより促進されるような方策をあわせて検討することとしてはとあるのですが、これに加えて、連携施設が確保できていない場合、市町村が必ず卒後の受け入れ先の確保をする努力をするというようなことを市町村の役割として加えていただけたらと思います。例えばポイントを高くするとか、これは既に幾つかの自治体が導入していることです。

もう一つ、 の放課後児童支援員についてですけれども、私は措置延長が必要だと考えています。放課後児童健全育成事業は、保育にかなりおくれて、今、やっこの質の向上や質の担保の取り組みを始めただけですので、これを途中でやめてしまうのではなくて、放課後児童支援員の認定資格研修をぜひ全員受けられるように延長していただきたいと思っています。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

葛西委員、お願いいたします。

葛西委員 日本助産師会の葛西です。

一つ質問があるのですが、資料5の1ページ、認定こども園の数なのですが、先ほど委員からも御発言がありましたが、都道府県でかなり差があるように感じました。特に東京ですね。全体としてはふえているのだけでも、この都道府県の差というのがどのようにして起きているのかを、現時点で何らか要因ですとかその原因について、御承知でしたらお聞かせ願いたいと思います。

意見ですけれども、資料4ですが、今回本題ではないかもしれませんが、概算要求のところで、4ページ、母子保健医療対策の推進というところで、助産師の立場から申し上げたいと思います。

今回、虐待防止ということで、悲惨な例が起こったわけですが、子供を産む女性の背景は非常に多様化しております。虐待を予防する上で、妊娠前から妊娠、それから、子育てというところが重要になってくるのかなと思っております。

そこで、3点申し上げたいと思います。まず、妊娠して初めて母子健康手帳というものを受け取りに行くほとんどの妊婦さんは、年間100万人ちょっとに満たなくなりましたけれども、出産があるわけです。その時点で、専門職ではなく一般事務職員から母子健康手帳をいただくということがまだまだあるようです。ぜひこれを専門職に切りかえていただいて、そこでまず面談して、その方の状況を知っていただいて、必要な支援というものがあれば、そこから始まるというのがいいのかなと思っております。

2点目ですけれども、産後の産婦健康診査、これは産後の2週間、1カ月健診ということを目指しているのですが、妊婦健康診査は実質上、無料化に近くなってきているわけですが、これにつきまして、まだ市町村ということで、一部のところで行われております。これをぜひ法制化していただきまして、2週間、1カ月健診で、特にメンタル面の産後の方の妊産婦のサポートをしていただきたいと思います。

3点目は、前も申し上げましたけれども、子育て世代包括支援センターの全国展開というものが、平成32年度末まで全国展開を進めたいと言っております。ただ、この整備状況について逐一報告していただきたいということと、実際にどのような状況でそれが活動されているのか、その実態というものをあわせて知りたいということです。そこでは専任の職員が望ましいということですが、ぜひ、この専任の職員が妊娠期から産後につながる全ての関係機関をつなぐような意味で機能すると、虐待予防ですとか、本当に妊娠、出産、子育て、それから、幼保につながるまでの間の妊産婦を支えていけるのかなと思っております。よろしくお願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

木村委員、お願いいたします。

木村委員 ありがとうございます。一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村で

ございます。

まず、震度7の地震が9月6日未明に起こりました。北海道胆振東部地震であります、私の園も震度5で、子供たちが恐怖で次の日とか、2日後とか、親から離れることができないとか、そういう状況がありました。

また、被災地のところでは、まだ全面再開ができていない園もございますので、今後保育を再開する際に、厚労省、文科省、内閣府の皆様方にもまたお願いがあるかと思いますが、その際にはぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

5年後の見直しに関しましては、 から まで、全て御提示いただいたものに賛同させていただきたいと思っております。特に の施設長の2人の件であります、これは施行される際に、我々の会としてもぜひ何とか経過措置としてお願ひをした件がございます。その間、それぞれの園で努力をさせていただいて、実際には経営実態調査の中でも運営ができるというような実態が生まれておりますので、そこは施設長は1人でよろしいかと考えております。

給食の関係であります、こちらについて、先ほどから多くの委員から御意見が出ております。入園を、そろそろ来年度の募集をしていく時期にも来ておりますし、さらには、来年の10月からは幼児教育の無償化が始まっていきますと、園の場合、それぞれ保護者との間の契約を結ぶこととなりますので、しっかりと明らかにしていきたいというところがあります。この給食費の取り扱いについてのロードマップをつくっていただいて、御検討いただければなと思っております。

また、先ほどから、なぜ認定こども園がふえないのかという点であります、特に大都市の部分でふえていないのが実態であります。その中で今回参考資料1-1の中で、第2期のそれぞれの計画を市町村で立てるところで「量の見込み」が計上されておりますが、認定こども園の移行が進まない大きな理由の一つには、市町村が持っているこの数が、もう足していますというところや、既にもう認めませんという自治体があるというところが大きな課題かなと思っております。ぜひ、この実態調査を内閣府で取りまとめていただいて、市町村がどういった数を持っているのか、どういう移行を計画しているのかというところの把握をお願ひしたいと思ひます。もしそれができなければ、我々の会や法人がいる協会とかが一緒になってそれを市町村に聞く。その際に、内閣府のほうから後押ししていただければありがたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

高木委員、お願ひいたします。

高木委員 草加市教育委員会教育長の高木でございます。

先日、私は保育所の運動会を参観する機会がございまして、その中で、子供たちの生き生きと活動している姿や、その活動を支えている保育士さん、そして、それを本当に笑顔を持って応援する保護者の姿、こういう光景を拝見しまして、改めて教育・保育の質の重

要性を痛感いたしました。

幼稚園教育要領や保育所保育指針には、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、これが示されておりまして、その育ちを受けて、小学校以降の教育が進められることになっております。この10の姿について、それぞれの園の子供たちの実態はどうか。どのようにして、この姿に向かって子供たちを育てていくのか。このことを共通理解して、共通実践を進めていくためには、研修というのは不可欠でありまして、この研修の機会の確保、その体制の充実、これが大変重要になってまいります。

一方、現状では、園内での研修時間の十分な確保あるいは園外への研修の積極的な職員の派遣ということについて、課題が見られます。また、先ほどから5年後の見直しに係る検討についての中で、保育教諭の資格特例を延長せざるを得ない状況、講習等を受けることのできるような環境が十分に整っているとは言えない状況について指摘がございました。平成31年度の文部科学省の概算要求の主要施策に、幼児教育の質の向上として、幼児教育実践の質向上総合プラン等が示されておりましてけれども、ぜひとも一層の予算の確保とともに、研修の充実について今後ともしっかりと進めていくことが必要であると考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

中正委員、お願いいたします。

中正委員 日本こども育成協議会の中正でございます。

新制度施行後5年の見直しについて方向性を出していただきまして、ありがとうございます。事務局案に賛成でございます。

その中で、2点、意見をさせていただきたいと思っております。1点目が認可外保育施設の幼児教育の無償化について、2点目が企業主導型保育の監査についてということでございます。

まず1点目、認可外保育施設の無償化についてでございますが、内容については、給付認定の方法について考えていただきたいという内容でございます。認可外保育所の利用者に対する教育・保育の無償化の対象にさせていただいたことには、本当に感謝いたしております。無償化の対象となる子供は、保育の必要性があるとされておりますが、基礎自治体では、認可保育所の申請と同時に保育の必要認定を行っております。一方、認可外保育所のほとんどは直接契約でございまして、認可保育所への申請を行っていない子供、保護者が多くいらっしゃいます。保育時間が合わなかったり、保育内容を選んだり、地理的な条件であったり、認可保育所の申請をせずに認可外保育所を選ぶ理由はさまざまでございますが、その過程は就労や出産などの保育の必要な状況の過程でございます。

今回の無償化対象のための給付認定は、認可保育所の申請をしなくとも認定されるようお願いいたしたいということでございます。認可保育所は、認可保育所の待機児童の受け皿という役割だけではありません。認可外保育所を必要とする家庭があることも配慮し

た無償化であることをお願いしたいと思っております。

2点目、企業主導型保育の監査についてでございます。児童育成協会より質の向上という目的も含めて監査が行われております。その中では、実態の内容とかけ離れた指摘が多いと聞いております。この時点では具体的な内容は控えますが、よりよい改善が行われるように、一度問題の共有ができる、また、現場の声を吸い上げるような場所をつくっていただいて、改善に向けてよい形ができればと考えております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

平川委員、お願いいたします。

平川委員 日本医師会、常任理事の平川でございます。

新制度施行後5年間で経過措置の期限が到来する11項目について、詳細に御説明があった点につきましては、特に異論はございません。

新制度の運営等に関して検討が必要な事項について、幼児教育の無償化の中で、給食費のうち食材料費は生活保護世帯等を除き保護者の自己負担が前提となっている点について、幾つか御議論があったように思います。食物アレルギーへの対応の観点から考えますと、園におけるアレルギー食の提供は、誤食によるアレルギー事故の防止という観点のほかに、食物アレルギーについての教育、当該園の児童ないしは周辺の児童あるいは保護者に対する教育の側面もあろうかと思えます。アレルギー食が全ての対象児に負担感なく提供されるよう、御配慮をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

水嶋委員、お願いいたします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

私たちの団体では、年間数回ある研修の昼休みに連絡会議を開き、自由に意見を交換する場を設けています。前は首都圏在住の会員がほとんどだったのですが、自治体によってさまざまな課題や問題があります。新制度施行後4年半が過ぎ、地域型保育として処遇改善や支援加算などがなされたが、何が変わったか改善されたことなどを聞いてみました。その中には、給食が提供できて子供たちの育ちがよくなったと実感している、嘱託医がいて安心できる、保育補助者をこれまでより多く雇用することができるようになり保育の安全面の向上につながった、職員に十分な給与を支払えるようになり雇用が安定した、保育補助者が社会保険に加入できたり研修に出られるようになった、施設整備に予算を充てることができ環境整備の充実ができた、教材が購入しやすくなり保育の幅が広がったなど、いい意見がたくさん出ました。

施行後5年の見直しの検討についてですが、給食提供は家庭的保育者の居宅が保育室である場合は、経過措置の延長に加えて、同一事業者、連携施設以外からの外部搬入ができるようにしていただいておりますが、居宅外の場所での保育の場合にも、居宅での保育と同

様に外部搬入もとの拡大を認める検討をしていただきたいと思います。

居宅外での保育は、給食提供ができない理由が構造上の問題とは考えにくいので、経過措置の延長でどれだけ効果が見込めるかわからないと思います。連携施設については、資料2、ページ16の表から、25%も の代替保育がない、休みもとれずに勤務している家庭的保育者が非常に多いことがこのデータからも示されていると思います。公定価格の家庭的保育支援加算についても、 、 、 の全ての要件を満たしている42%の保育者は、それを連携保育園に納め、問題はありますが、連携施設とは名ばかりで、家庭的保育支援加算を納めているのに利用できていないという声も聞かれています。

連携施設を利用したくても実質的に利用できていない家庭的保育者もいます。ある自治体では、定期代替保育といって、連携施設が毎月代替保育の可能な日にちを提示し、それを見て、家庭的保育者が利用日を決めて利用しているという方法をとっていると聞きました。そのように、実際に利用できるように好事例を紹介していくことも必要と思います。よろしくをお願いします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、武藤委員、お願いいたします。

武藤委員 全国児童養護施設協議会の武藤です。

意見、質問、2点だけ申し上げたいと思います。1点は、5年の見直しに関して、この中の と 、小規模保育事業に関してということで、保育従事者の資格の問題と定員上限の問題が掲げられています。その中に、主な意見で、保育料の無償化等による新たなニーズが想定される中、これに対応することができるよう経過措置を延長すべきだという意見が出されているのです。要は、ここの無償化に伴って新たなニーズが発掘されることが想定されるのではないかというところに関して、どういう想定をされているのか、議論があったとすればお伺いしたいと思っているのが1点目であります。

2点目は、新・放課後子ども総合プランが9月14日に公表されたということなのですが、先ほども意見が出されていたようですが、放課後児童クラブ等々、今後5年間をかけてまた充実させるということであれば、私どももやっているのですが、保育と同時に人材確保が非常に困難な状況もあります。ですので、これだけのプランを出すのであれば、このプランに見合った人材確保対策をもっと具体化しなければいけないのではないかと思います。

無藤会長 ありがとうございます。

あと、代理人の方4名ということだと思います。12時を少し過ぎておりますが、御発言をいただきたいと思います。

松田代理人、お願いいたします。

松田代理人 ありがとうございます。子育てひろば全国連絡協議会代理の松田です。

5年の経過措置の見直しの件、ありがとうございます。食材費の考え方については、

なかなかいろいろな考え方があると思いますが、丁寧な検討と保護者への説明を十分にしたいと思っています。地域子育て支援拠点と利用者支援事業を担っているのですけれども、こちら辺のことはかなり声が出ています。

あと、先ほどの武藤委員のお話にもとても賛成なのですけれども、放課後児童支援員のところに、従うべき基準の参酌化に係る検討というものがありません。これから質のことについてきちんとやっつけていこうというときに、検討が入るということで、自治体の皆さん、基礎自治体の皆さん、御都合はあるとは思いますが、子供の視点に立った検討をお願いしたいということです。

同時に放課後子ども総合プランのところでは、小学校内で実施というところを中心に出ているのですが、子供は地域で育つものですので、保育園に続き、また今度は学校に続き、しかも、さらに学校の間ということ、放課後のあり方として、子供の居場所としてどうなのかということ十分に検討していただきたいと思っています。放課後は教育の延長ではないと捉えておりますけれども、自主性、社会性とここにも書いてあるとおり、地域の中で遊べる環境の保障というものをあわせてお願いしたいと思っています。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

埴代理人、お願いいたします。

埴代理人 宇都宮市こども部長の埴です。市長の代理として発言をさせていただきます。

まず、経過措置の見直しの方向性につきましては、地域の実情や保育の質の向上の観点から踏まえた見直しの方向性が示されたものと考えているところでございます。

次に、要望事項になりますが、これまで幼児教育の無償化につきまして、市長会等を通じまして確実な財源の保障、迅速な制度設計等について、要望させていただいているところでございます。過日、幼児教育の無償化に関するFAQが示されたところでありますが、検討中の事項もありまして、詳細が明らかになっていない状況にあります。我々市町村におきましては、これから予算編成作業に入りますので、十分な準備期間の確保ができますよう、具体的な内容や考え方につきまして早急にお示しをいただければと思っています。

また、少子化が進行する中、無償化によりまして、さらなる保育需要が見込まれますことから、既存施設の有効活用ができるよう、定員の弾力化活用の延長もしくは減算措置の撤廃について、早期に方向性をお示しいただきますよう、あわせてお願いできればと思っています。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、杉崎代理人、お願いいたします。

杉崎代理人 商工会議所の杉崎でございます。

1点目は、施行後5年の見直しに係る検討でございますが、事務局から背景、現状・課

題などの説明がございました。各項目ともに一定の合理性があるかと思いますので、事務局案どおりで進めていくのが適当かと思っております。

2点目は、食材料費についてでございます。各園では、日ごろより食育の充実に努められていることと思いますが、この食育の実践を見える化して、利用者と意識を共有することが質の向上に向けて大変重要かと思っております。

そうした観点に立ちますと、食材料費につきましては、実費徴収とすることも検討に値すると考えてございます。その際に、低所得世帯への対策は続ける一方で、アレルギー対応が現場でふえている中で、除去食など特殊な対応が必要となる場合については、実費徴収の額に差を設けることなく一律とすることが望ましいと思えます。

また、実費徴収に当たっては、共同調達などの工夫をしていくことで、支出と費用負担の両立を図っていく視点も重要ですし、そのための支援もあってよしいのかと思っております。

いずれにいたしましても、いろいろなお立場の方の御意見を踏まえて検討していくことが肝要かと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、拠出金の運用規律の徹底につきましては、こちらも引き続きお願ひしたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

野原代理人、お願ひいたします。

野原代理人 山口県東京事務所長の野原でございます。村岡知事は本日、公務の都合により出席がございませんので、代理として発言をさせていただきます。

このたび、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダーにつきまして、尾崎高知県知事から、本県の村岡知事に引き継ぐことになりました。これに伴いまして、本会議の委員に就くことになり、本日初めて会議に出席させていただきました。

これまで、全国知事会としては、子育てを取り巻く環境は、都道府県ごとに異なることから、多様な地域の実情に応じた子育て支援策を講じていくという観点から、意見を申し上げてきたところでございます。全国知事会の代表として、鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日御説明のありました施行後5年の見直しについてでございますが、そのうち「放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置」について申し上げたいと思えます。経過措置の延長を行わなければ、現在開設している放課後児童クラブは、支援員不足から運営できなくなってしまうので、経過措置の延長は必要であると考えております。また、研修の実施回数や受講できる人数が少ないことなどの研修枠についてや、補助率2分の1の国庫補助率を引き上げるなど、国費を十分に確保して地方財政措置をしっかりと講じる必要があるほか、講師の確保や代替職員の確保などについても、国で支援策を講じる必要があると考えております。

なお、今回は経過措置の問題ですが、実際には31年度末までに1万5000人の新たな支援員を確保しなければ、受け皿の拡大ができない状態でございます。資格の範囲や研修のあり方について見直さないと支援員不足が恒常的に発生するおそれがあることから、特に各自治体が実情に応じて支援員確保等を講じられるよう、市町村への規制である「従うべき基準」を参酌基準化して、市町村に裁量を持たせるべきと考えております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

事務局から、お願いいたします。

西川参事官 私から1点だけ、食材料費の検討事項につきまして、さまざまな御意見をいただきました。事務局としては、食育の大切さをしっかり受けとめた上で、多方面から検討を深めてまいりたいと思います。

無藤会長 ありがとうございます。

お願いいたします。

八田参事官 葛西委員から、認定こども園につきまして御質問をいただきました。本日お配りした資料ですと、最も多いところが大阪府、次が兵庫県、3番目が北海道となっております。個別の事情がありますので一概に申し上げることは難しいわけでございますけれども、大阪府、兵庫県につきましては、割と自治体が主導で進めているという中で進んできているということ、また、北海道につきましては、子供たちの数が減少する中で、幼稚園、保育所を統廃合する形で認定こども園が進んでいるという現状ではないかと考えているところでございます。

認定こども園自身になることが大変になるのではないかとという不安感もある中で、ただ、実際に認定こども園になると、給付を活用した体制整備などが進む中で、認定こども園になるメリットが具体的にわかるという現状がありまして、そうすると、都道府県の中で認定こども園の数がふえていくに従って、そのメリットを関係者が共有する中で数がふえていくというような関係も見られるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、お時間を大分過ぎて申しわけございませんけれども、最後に会長としてまとめさせていただきたいところがございます。

資料2の5年の見直しにかかわるところでありますけれども、特にまず と というものが、御説明にもありましたが、法律改正を伴うということで、やや急ぐものでございませぬ。これにつきましては、研修の受けやすさとか、インセンティブとか、御意見を頂戴しましたけれども、そのこと自体についてはよろしいという御意見と御理解いただきましたので、この方向に沿いまして、担当事務局で必要な対応をお願いするというところでよろしいでしょうか。

それ以外の部分、 から でありますけれども、それぞれにさまざまな御意見をいただ

きました。特にいろいろな配慮が必要だとか、研修等にかかわってはとりやすくするとか、インセンティブを設けるとか、あるいは、地域型保育事業における食事の提供については、自園を目指すべきであるけれども、すぐにはいかないならば、そちらの方向にインセンティブを設ける。特に、連携施設についてはどうもうまくいっていないので、もっと広げたり、新たな連携施設のあり方なり、自治体にそれなりの責務を課すなり、さまざまな御提案を頂戴したところでございます。

私の判断といたしましては、この から の事務局の原案に基本的にはまとめさせていただいた上で、しかしながら、配慮事項や加算、あるいはその他の単価措置とか研修のあり方について議論を重ねる必要はあります。それは今回のまとめの上で、より具体化するときに、本会あるいは事柄によっては文科省なり厚労省が担当かもしれませんが、そのほうで進めるというお約束のもとで御理解いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、時間が大幅に過ぎて申しわけございませんけれども、本日、第37回「子ども・子育て会議」を終了させていただきます。お疲れさまでした。